

ナイトタイムエコノミー推進事業費補助金ガイドライン

1 ナイトタイムエコノミー推進事業費補助金について

観光産業の高付加価値化を目指すため、本県の魅力的な地域資源を活用して、旅行者のナイトタイムにおける活動を充実させ、観光消費額の拡大を図る取り組みに対して助成するもの。

なお、補助の対象となる事業は、旅行者のナイトタイム活動を充実させ、その満足度向上および消費拡大が期待できる次の各号に掲げる関連事業で、当補助金の交付申請年度から新たに予算を確保して実施する事業とする。

- (1) 旅行者に円滑な地域内周遊を促すコンテンツづくりに関するもの
- (2) 旅行者に対するナイトタイムにおける観光資源の情報発信に関するもの
- (3) その他、ナイトタイムエコノミーの推進に資する事業と知事が認めるもの

2 補助限度額等

補助率は、補助対象事業経費の1/2以内とし、補助金の限度額は100万円を上限とする。

※なお、補助対象として1団体を想定している。

3 応募対象団体

県内の観光協会や観光連盟、観光協議会、その他これらに類する観光関係団体とする。

4 補助対象経費の内容等

- ① 需用費(印刷物、看板、消耗品等)
- ② 役務費(郵送料等)
- ③ 使用料及び賃借料(会場使用料、備品賃借料、冷暖房等使用料等)
- ④ 委託料(アドバイザー派遣、コンテンツの企画、地図のデザイン等)
- ⑤ その他知事が事業実施に必要と認める経費

※なお、当補助金は国の地方創生推進交付金の対象事業であるため、交付金の対象とならない経費については補助対象外とする。

5 申請書及び事業企画書

補助金の交付を受けようとする者は、ナイトタイムエコノミー推進事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第4条に定める補助金交付申請書(様式第1号)及び事業企画書(様式第1号の2)などを提出しなければならない。

なお、当該事業は、令和3年2月28日までに終了するものとする。

- 事業企画書の「企画事業の内容」欄には、企画事業の概要について記述すること。その際は、特に、以下の項目について具体的に記述すること。
 - 事業を通じて、旅行者の夜間消費拡大にどう取り組むかについて。

- 事業で活用する、ナイトタイムならではの地域資源について。
- 事業の実現性、新規性について。
- 単発では終わらない、事業の継続性について。
- 「期待される効果」欄には、当該事業遂行により、期待される効果について記述すること。

6 応募方法

(1) ナイトタイムエコノミー推進事業費補助金交付申請書の提出

別に定める申請書に必要事項を記載の上、山梨県観光文化政策課まで郵送(期間内必着)又は持参する。

(受付期間) 令和2年5月15日(金)まで

(受付時間) 午前8時30分から午後5時15分まで(土日を除く。)

(2) 応募上の注意

- ① 提出された申請書一式は返却しない。
- ② 申請に係る連絡先等の個人情報、適切に管理し、本業務以外の目的には使用しない(県の観光振興策に係る情報提供は除く)。
- ③ 書類等を受け付けた後、必要に応じて追加説明資料の提出を求めることがある。
- ④ 申請に要する費用は、応募者が負担する。

7 質問の受付及び回答の公表

(1) 質問を次により、受け付ける。

- ① 受付期間: 令和2年4月30日(木)まで
- ② 提出方法: 質問内容を簡潔にまとめ、質問提出書(様式任意)に記入の上、ファックス又はメールで提出すること。(電話での問合せは受け付けない)
- ③ 提出先: 山梨県観光文化政策課
ファックス 055-223-1556
メール kankou-bs@pref.yamanashi.lg.jp
- ④ 回答方法: 質問者に回答するとともに、他の応募団体にも連絡する。

8 審査

(1) 申請書等をもとに、内容を審査し、その結果に基づき採択事業者等を決定する。

(2) 主な審査項目は、次のとおりである。

- ① 企画事業内容について
 - I. 旅行者の夜間の消費拡大につながるか
 - II. ナイトタイムならではの地域資源を活用しているか
 - III. 実現性、新規性があるか
 - IV. 事業の継続性が見込めるか(単発で終わるイベント等になっていないこと)

② 期待される効果

I. 期待される効果は現実的な内容か

(3) 審査結果は、採否にかかわらず応募者全員に通知する。